

○警察庁の内部部局 における旅行命令 等の権限の再委任 等に関する訓令

〔平7.4.1〕
〔警庁訓4〕

施行 平7.4.1
改正 平16.4.1 警庁訓7

(目的) この訓令は、警察庁の内部部局における旅行命令等の権限の再委任等に関する事項を定めることを目的とする。

(旅行命令の再委任)

第2条 警察庁の内部部局の課（これに準ずるものを含む。以下同じ。）に属する職員（課長（課長に準ずる職を含む。以下同じ。）を除く。）に対する旅行命令（国家公務員等の旅費に関する法律（昭和25年法律第114号）第4条第1項第1号に定める旅行命令をいう。第4条において同じ。）の権限は、当該課の課長が行うものとする。

〔本条改正・平16警庁訓7〕

(警察庁長官の職務の代理)

第3条 警察庁長官は、事故のため警察庁旅費取扱規則第4条第1項の規定により委任を受けた旅行命令等の権限を行うことができない場合には、警察庁次長にその職務を代理させるものとする。

(警察庁の内部部局の課の課長の職務の代理)

第4条 警察庁の内部部局の課の課長は、事故のため第2条の規定により委任を受けた旅行命令の権限を行うことができない場合には、

別記様式（第4条関係）

あらかじめ別記様式により長官官房会計課長に通知した者にその職務を代理させるものとする。

附 則 この訓令は、平成7年4月1日から施行する。

附 則 〔平16.4.1警庁訓7〕
この訓令は、平成16年4月1日から施行する。

長官官房会計課長 殿

平成 年 月 日
○ ○ 課 長

旅行命令の権限の代理について（通知）

警察庁の内部部局における旅行命令等の権限の再委任等に関する訓令第4条の規定に基づき、本職に事故ある場合の当該の職員に対する旅行命令の権限については、下記の者に代理させることとしたので通知する。

記

職 名	氏 名	印